



令和2年9月16日(水) 荒川上流河川事務所 熊谷地方気象台

記者発表資料

荒川水系都幾川の洪水予報の基準水位を 暫定基準水位から通常の基準水位に戻して運用します

令和元年東日本台風での出水により荒川水系都幾川の堤防 3 箇所が決壊したことから、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する「洪水予報」に用いている都幾川の野本水位観測所(東松山市下押垂)について、発表基準水位を引き下げた暫定基準水位を設定して運用してきました。

この度、本復旧工事が完了しましたので、令和2年9月16日17時をもって暫定基準 水位での運用を解除し、被災前の通常の基準水位に戻して運用することをお知らせします。

発表記者クラブ

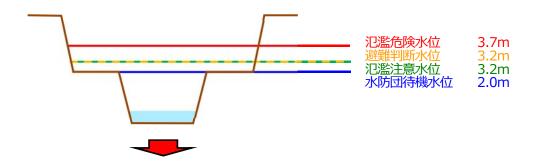
竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 さいたま市政記者クラブ さいたま市地方記者クラブ 川越新聞記者会

問い合わせ先

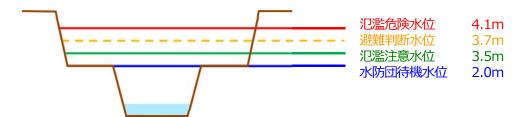
国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所 副所長 光沢 拓繁 TEL.049-246-6371気象庁 熊谷地方気象台 次長 由比 栄造 TEL.048-521-5858

できた 【野本水位観測所(1.59kp)】 暫定基準水位



被災前の基準水位(令和2年9月16日17時から運用)



水位 危険度レベル	水位	求める行動の階段
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階